

令和6年度宮古市歳末たすけあい運動

みんなでささえあうあったかい地域づくり支援事業実施要綱

1 趣旨

歳末にあたり、地域で支援や援助を必要とする人たちへ市民の皆様から寄せられた募金を活用し、「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」をすすめるために、地域の間が互いに交流したすけあい、住民が主体となった年末年始の地域ニーズに即した交流・たすけあい活動を支援することを目的に募金を配分する。

2 実施主体

岩手県共同募金会宮古市共同募金委員会

3 実施協力団体

宮古市社会福祉協議会

4 助成の対象

宮古市内に活動の拠点を置き、小地域で住民を対象とした福祉活動を展開している住民グループ、非営利目的の団体等で、この助成を希望する事業について公的支援(補助金等)を受けず事業内容から地域福祉の向上、住民参加が認められるもの。

- ① 町内会・自治会
- ② 高齢者サロン、ボランティア団体、NPO 法人
- ③ 当事者団体、親の会
- ④ 学校、子ども会
- ⑤ 地区民協、グループホーム等

5 対象となる助成活動の例示

- ・ 給食サービス（おせち料理や年越しそば等の配食、会食会の開催に係る材料費等）
- ・ 高齢者ふれあいサロン利用者と子ども達との世代間交流、年末年始の行事
- ・ 町内会、児童等による一人暮らし高齢者、高齢者夫婦世帯の訪問活動（年末大掃除の協力、ふすま・障子の張り替え、雪下ろし等）
- ・ 町内会単位で行なう小正月の伝統行事
- ・ 児童、生徒による視覚障がい者の方への声の年賀状、一人暮らし高齢者への年賀状配布
- ・ グループホーム、ケアホーム入居者と地域住民による交流会
- ・ 復興公営住宅の住民と地域住民との交流を促進する事業
- ・ 孤立や孤独世帯解消のための訪問活動（クリスマスカード、年賀状のお届け、電話や SNS での安否確認など）
- ・ その他、住民参加の促進が期待される年末年始に行われる事業

6 対象となる経費

事業を実施するために必要な器具・機材の購入や消耗品、調理のための材料・光熱費、賃借料、講師謝金、交通費等。

<対象とならない経費>

本事業は地域住民が普段暮らしている地域内において、住民相互の協力・連携によって地域で支えあう活動を支援するためのものであり、以下のものは対象としない。

- ・団体の運営費に該当するもの（事務費、人件費等）
- ・入場料、入館料
- ・会員内への謝金
- ・飲食代（全て外注したもの、アルコール類）
- ・本事業に直接合致しないと認められるもの

7 助成限度額

- (1) 助成金総額 80 万円
- (2) 1 団体の助成額は事業実施に係る総経費のうち、対象外経費を除いた総額 5 万円を上限とします。
ただし、総額を越える申請があった場合は、内容を考慮のうえ新規団体を優先とし、1 団体あたりの配分額上限を変更する場合があります。
- (3) 次の費用については、助成額の範囲内において上限額を次のとおりとします。
器具・機材の購入、講師謝金・・・助成額の 5 割を超えないこと
- (4) 助成金は千円単位での助成とする。（端数は切り捨て）

8 助成対象期間

令和 6 年 12 月 13 日（金）から令和 7 年 1 月 24 日（金）までに行う事業

9 申請期間

令和 6 年 10 月 21 日（月）から 11 月 13 日（水）まで

10 申請の方法

申請を希望する団体は、岩手県共同募金会宮古市共同募金委員会に備え付けの「助成金交付申請書」（様式 1）に必要事項を記入し、関係書類を添えて岩手県共同募金会宮古市共同募金委員会に提出してください。

11 助成金の審査・決定

助成の審査は、宮古市共同募金委員会審査委員会にて審査した後、岩手県共同募金会宮古市共同募金委員会運営委員会で助成団体及び金額を決定します。決定の通知は、12 月中旬に行います。

12 助成金の交付

助成金は、助成決定通知後に指定口座に振込みとします。

13 事業内容の変更及び取消等

助成決定後にやむを得ない事情により、事業内容を変更（使途変更を含む）する場合または決定後に助成事業を遂行する見込みがなくなった場合には速やかに当会までご連絡ください。

14 事業報告書の提出

助成金の交付を受けた団体は、事業完了後3週間以内に「助成金実績報告書」（様式2）を岩手県共同募金会宮古市共同募金委員会に提出してください。

「助成金実績報告書」には次のとおり関係書類を添付してください。

①事業実施報告書（様式2-1）

事業の内容がわかる資料（プログラム等）及び活動時の写真

②事業収支決算書（様式2-2）

領収書（レシート、コピー可）

15 事業の広報

助成金を受けた団体は、事業の実施にあたり、宮古市共同募金委員会が実施する歳末たすけあい運動の助成事業である旨を資料等に明示してください。

16 その他

①助成金に残額が生じた場合及び助成対象とならない経費は返金していただきます。

②事業を実施する場合はボランティア行事保険等、保険への加入を必須といたします。

17 問い合わせ・申請先

岩手県共同募金会宮古市共同募金委員会

TEL：0193-77-3061 FAX:0193-64-5055

〒027-0038 宮古市小山田二丁目9-20 宮古市総合福祉センター